

八 高 第 2 号  
平成31年4月8日

第1学年(体育)  
保護者様

鳥取県立八頭高等学校長  
(公印省略)

授業料等の納付について(通知)

平成31年度(2019年度)の授業料及び学校徴収金を下記のとおり引落します。毎月振替日(26日)の前日までに届出をされた預金口座へ入金していただきますようお願いいたします。

ただし、高等学校等就学支援金の受給資格認定を受けた方は、学校徴収金のみの納付額となります(5月通知予定)。

なお、引落しは1度だけですので、口座残額の確認をお願いします。

記

区分	納付期限 (振替日)	納 付 額			摘 要
		授 業 料	学校徴収金	計	
4月	5月27日	9,900円	14,000円	46,300円	学校徴収金の内訳は裏面のとおり
5月		9,900円	12,500円		
6月	6月26日	9,900円	12,500円	22,400円	
7月	7月26日	9,900円	12,500円	22,400円	
8月	8月26日	9,900円	12,500円	22,400円	
9月	9月26日	9,900円	10,200円	20,100円	
10月	10月28日	9,900円	0円	9,900円	
11月	11月26日	9,900円	0円	9,900円	
12月	12月26日	9,900円	0円	9,900円	
1月	1月27日	9,900円	0円	9,900円	
2月	2月26日	9,900円	0円	19,800円	
3月		9,900円	0円		
合 計		118,800円	74,200円	193,000円	

※4月分につきましては5月に、3月分につきましては2月に同時に納めていただくこととなっておりますので御注意ください。